

総室発第72号
令和2年10月15日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

1. 変更内容

昭和40年3月30日付40原第822号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた東海発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の記述を、別添の東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。（ただし、下線は含まない。）

2. 変更の理由

資材調達部門と経理部門を分離する組織改正に伴い、保安に関する組織の名称を変更することから、関連する保安規定の条文を変更する。

第4条（品質マネジメントシステム計画）

第5条（保安に関する組織）

第6条（保安に関する職務）

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から施行する。

以 上

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和40年 12月 6日	40 原第 4109 号
2	昭和42年 3月 4日	42 原第 193 号
3	昭和42年 5月 23日	42 原第 1955 号
4	昭和43年 8月 15日	43 原第 3958 号
5	昭和43年 9月 26日	43 原第 4712 号
6	昭和44年 8月 14日	44 原第 3627 号
7	昭和45年 12月 12日	45 原第 3493 号
8	昭和47年 3月 13日	47 原第 2011 号
9	昭和47年 12月 21日	47 原第 11161 号
10	昭和48年 6月 6日	48 原第 5291 号
11	昭和49年 8月 29日	49 原第 6889 号
12	昭和52年 10月 27日	52 安(原規)第290号
13	昭和52年 12月 20日	52 安(原規)第370号
14	昭和53年 11月 28日	53 安(原規)第346号
15	昭和54年 7月 10日	54 資庁第 8348 号
16	昭和56年 8月 20日	56 資庁第 10448 号
17	昭和56年 11月 24日	56 資庁第 13059 号
18	昭和57年 3月 19日	57 資庁第 3873 号
19	昭和57年 6月 18日	57 資庁第 7877 号
20	昭和57年 7月 31日	57 資庁第 10881 号
21	昭和58年 2月 8日	57 資庁第 19484 号
22	昭和58年 8月 29日	58 資庁第 11324 号
23	昭和59年 6月 27日	59 資庁第 7901 号
24	昭和60年 6月 24日	60 資庁第 8545 号
25	昭和61年 6月 19日	61 資庁第 8018 号
26	昭和62年 2月 14日	62 資庁第 1075 号
27	昭和63年 2月 4日	62 資庁第 16314 号
28	平成 元年 3月 31日	元資庁第 3499 号
29	平成 2年 3月 23日	2 資庁第 1878 号
30	平成 3年 6月 25日	3 資庁第 6923 号
31	平成 6年 2月 7日	5 資庁第 14236 号
32	平成 6年 6月 14日	6 資庁第 6373 号
33	平成 8年 6月 25日	8 資庁第 6661 号
34	平成 9年 9月 11日	平成 09・08・04 資第 19 号
35	平成 10年 4月 13日	平成 10・03・10 資第 114 号
36	平成 12年 3月 17日	平成 12・01・24 資第 1 号
37	平成 12年 6月 26日	平成 12・06・12 資第 7 号
38	平成 13年 1月 5日	平成 12・08・31 資第 13 号
39	平成 13年 2月 23日	平成 13・02・15 原第 15 号
40	平成 13年 3月 30日	平成 13・03・23 原第 22 号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
41	平成 13 年 6 月 28 日	平成 13・05・31 原第 29 号
42	平成 13 年 12 月 3 日	平成 13・11・28 原第 1 号
43	平成 15 年 4 月 23 日	平成 15・04・18 原第 15 号
44	平成 15 年 6 月 27 日	平成 15・05・29 原第 15 号
45	平成 15 年 9 月 8 日	平成 15・08・15 原第 1 号
46	平成 16 年 6 月 10 日	平成 15・12・24 原第 34 号
47	平成 16 年 6 月 24 日	平成 16・06・22 原第 14 号
48	平成 17 年 3 月 25 日	平成 17・03・03 原第 11 号
49	平成 17 年 8 月 25 日	平成 17・08・11 原第 5 号
50	平成 17 年 11 月 29 日	平成 17・11・15 原第 4 号
51	平成 18 年 2 月 2 日	平成 17・12・26 原第 3 号
52	平成 18 年 6 月 30 日	平成 18・06・20 原第 18 号
53	平成 18 年 9 月 8 日	平成 18・08・29 原第 19 号
54	平成 19 年 9 月 7 日	平成 19・08・06 原第 6 号
55	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・12・07 原第 12 号
56	平成 20 年 9 月 1 日	平成 20・08・07 原第 31 号
57	平成 20 年 12 月 24 日	平成 20・12・12 原第 6 号
58	平成 21 年 3 月 30 日	平成 21・02・27 原第 4 号
59	平成 21 年 6 月 29 日	平成 21・06・16 原第 3 号
60	平成 22 年 3 月 8 日	平成 22・01・29 原第 21 号
61	平成 24 年 6 月 21 日	平成 24・05・25 原第 9 号
62	平成 25 年 3 月 8 日	原管廃収第 121226004 号
63	平成 25 年 6 月 28 日	原管廃収第 130318002 号
64	平成 26 年 1 月 23 日	原管廃発第 1401221 号
65	平成 26 年 6 月 24 日	原規規発第 1406245 号
66	平成 26 年 7 月 23 日	原規規発第 1407231 号
67	平成 28 年 3 月 31 日	原規規発第 16033110 号
68	平成 28 年 12 月 7 日	原規規発第 1612072 号
69	平成 30 年 6 月 7 日	原規規発第 1806071 号
70	令和元年 6 月 11 日	原規規発第 1906112 号
71	令和元年 9 月 24 日	原規規発第 1909246 号
72	令和 2 年 9 月 17 日	原規規発第 20091711 号

以 上

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備 考
<p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>（中略）</p> <p>(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表4-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1)組織は、表4-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>（中略）</p>	<p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>（中略）</p> <p>(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表4-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1)組織は、表4-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>（中略）</p>	<p>変更なし</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）					東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
表4-1 品質マネジメントシステムの文書					表4-1 品質マネジメントシステムの文書					変更なし
(1)一次文書					(1)一次文書					
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.1	QM 共通：4-2	品質保証規程	安全室	第4条	4.2.1	QM 共通：4-2	品質保証規程	安全室	第4条	
(2)品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書					(2)品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書					
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.3	QM 共通：4-2-1	文書取扱要項	総務室（本店）	第4条	4.2.3	QM 共通：4-2-1	文書取扱要項	総務室（本店）	第4条	
4.2.4	QM 共通：4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第4,54条	4.2.4	QM 共通：4-2-2	品質記録管理要項	安全室	第4,54条	
8.2.2	QM 共通：8-2-1	内部監査要項	審査・品質監査室	第4条	8.2.2	QM 共通：8-2-1	内部監査要項	審査・品質監査室	第4条	
8.3					8.3					
8.5.2	QM 共通：8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第4,40条	8.5.2	QM 共通：8-3-1	是正処置プログラム管理要項	安全室	第4,40条	
8.5.3					8.5.3					
8.5.2	QM 共通：8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第4条	8.5.2	QM 共通：8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第4条	
8.5.3					8.5.3					
(3)二次文書					(3)二次文書					
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.1	QM 共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	4.1	QM 共通：4-1-1	原子力発電施設の重要度分類基準要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	
	QM 共通：4-1-2	品質管理要項	安全室	第4,5,6,10条		QM 共通：4-1-2	品質管理要項	安全室	第4,5,6,10条	
	QM 共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第4条		QM 共通：4-1-3	リスクマネジメント運用要項	安全室	第4条	
5.4.1	QM 共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第4条	5.4.1	QM 共通：5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第4条	
5.5.4	QM 共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		5.5.4	QM 共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室		
5.6	QM 共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		5.6	QM 共通：5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		
6.2	QM 共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室（本店）	第4,9,52,53条	6.2	QM 共通：6-2-1	力量設定管理要項	総務室（本店）	第4,9,52,53条	
6.1	QM 東海：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	6.1	QM 東海：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	
	QM 共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）	第4条		QM 共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）	第4条	
7.1	QM 東海：7-1-8	廃止措置管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,11-19条の2	7.1	QM 東海：7-1-8	廃止措置管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,11-19条の2	
	QM 共通：7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,21,20-24条		QM 共通：7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,21,20-24条	
	QM 共通：7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室	第3条,第4条		QM 共通：7-1-7	安全文化育成・維持活動要項	安全室	第3条,第4条	
	QM 東海：7-1-7	放射能濃度確認対象物管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4条,21条の2,21条の3		QM 東海：7-1-7	放射能濃度確認対象物管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4条,21条の2,21条の3	
	QM 共通：7-1-6	放射線管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,25-38条		QM 共通：7-1-6	放射線管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,25-38条	
	QM 東海：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条		QM 東海：7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	
	QM 共通：7-1-4	原子力災害対策業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,42-51条		QM 共通：7-1-4	原子力災害対策業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,42-51条	
QM 東海：7-1-9	放射性廃棄物でない廃棄物管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,17,19条の2,21条の4	QM 東海：7-1-9	放射性廃棄物でない廃棄物管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,17,19条の2,21条の4			
7.2.1	QM 共通：7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第4条	7.2.1	QM 共通：7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第4条	
	QM 共通：7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト推進室			QM 共通：7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		

注) 下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）					東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）					備考
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
7.2.2	QM 共通：7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,7,8条	7.2.2	QM 共通：7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,7,8条	組織名称の変更に伴うもの (以下、同じ)
7.2.3	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室	第4,6,55条	7.2.3	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室	第4,6,55条	
7.3	QM 共通：7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	7.3	QM 共通：7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	
7.4	QM 共通：7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		7.4	QM 共通：7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		
	QM 共通：7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト推進室	第4条		QM 共通：7-4-2	重要設備取引先登録要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室	第4条	
7.5.5	QM 共通：7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト推進室		7.5.5	QM 共通：7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室		
8.2.1	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室		8.2.1	QM 共通：7-2-4	外部コミュニケーション要項	廃止措置プロジェクト推進室 地域共生・広報室		
8.2.3	QM 共通：8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	第4,40条	8.2.3	QM 共通：8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	第4,40条	
	QM 共通：8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	廃止措置プロジェクト推進室			QM 共通：8-2-4	パフォーマンスレビュー要項	廃止措置プロジェクト推進室		
8.2.4	QM 共通：8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	8.2.4	QM 共通：8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	
8.4	QM 共通：8-4-1	データ分析要項	安全室	第4条	8.4	QM 共通：8-4-1	データ分析要項	安全室	第4条	

注) 下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 発電所に係る保安に関する組織は、図5のとおりとする。</p> <p>図5</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査管理責任者 (考査・品質監査室長) <ul style="list-style-type: none"> 考査・品質監査室 実施部門管理責任者 (安全室担当取締役) <ul style="list-style-type: none"> 安全室 地域共生・広報室 総務室 経理・資材室 廃止措置プロジェクト推進室 開発計画室 発電管理室 ※1→ ※2→ 原子炉施設保安委員会 <p>(発電所)</p> <p>※1→ 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置主任者 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置室 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置管理グループ 廃止措置工事グループ 廃止措置廃棄物管理グループ 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 放射線・化学管理グループ 保 修 室 <ul style="list-style-type: none"> 保守運営グループ 保守総括グループ 電気・制御グループ 機械グループ 土木建築室 <ul style="list-style-type: none"> 土建運営グループ 土木グループ 建築グループ 技術センター <ul style="list-style-type: none"> 工務・設備診断グループ 直営電気・制御グループ 直営機械グループ 総 務 室 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ 経理グループ 安全・防災室 <ul style="list-style-type: none"> 施設防護グループ 安全・防災グループ 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 検査グループ 運営管理室 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ プラント管理グループ <p>原子炉施設保安運営委員会</p> <p>所長代理 副所長 次長</p> <p>東海第二発電所 ※2→東海第二発電所長 (関連する組織)</p> <p>各室(技術センターを含む)には室長(センター長)を含む,各グループにはマネージャーを置く。</p> 	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 発電所に係る保安に関する組織は、図5のとおりとする。</p> <p>図5</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査管理責任者 (考査・品質監査室長) <ul style="list-style-type: none"> 考査・品質監査室 実施部門管理責任者 (安全室担当取締役) <ul style="list-style-type: none"> 安全室 地域共生・広報室 総務室 資材燃料室 廃止措置プロジェクト推進室 開発計画室 発電管理室 ※1→ ※2→ 原子炉施設保安委員会 <p>(発電所)</p> <p>※1→ 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置主任者 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置室 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置管理グループ 廃止措置工事グループ 廃止措置廃棄物管理グループ 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 放射線・化学管理グループ 保 修 室 <ul style="list-style-type: none"> 保守運営グループ 保守総括グループ 電気・制御グループ 機械グループ 土木建築室 <ul style="list-style-type: none"> 土建運営グループ 土木グループ 建築グループ 技術センター <ul style="list-style-type: none"> 工務・設備診断グループ 直営電気・制御グループ 直営機械グループ 総 務 室 <ul style="list-style-type: none"> 総務グループ 経理グループ 安全・防災室 <ul style="list-style-type: none"> 施設防護グループ 安全・防災グループ 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 検査グループ 運営管理室 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ プラント管理グループ <p>原子炉施設保安運営委員会</p> <p>所長代理 副所長 次長</p> <p>東海第二発電所 ※2→東海第二発電所長 (関連する組織)</p> <p>各室(技術センターを含む)には室長(センター長)を含む,各グループにはマネージャーを置く。</p> 	<p>備考</p> <p>組織名称の変更に伴うもの</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備 考
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第6条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>(8) (1) から (7) の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>（中略）</p> <p>ハ. <u>経理・資材室長</u>は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第6条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>(8) (1) から (7) の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>（中略）</p> <p>ハ. <u>資材燃料室長</u>は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>組織名称の変更に伴うもの</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備 考
	<p>附 則（ . . . ） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が組織改正を行う日と同日から施行する。</p>	

注) 下線は変更事項に含まない。